

岡山県臨床心理士会規約

第一章 名称

〈名称〉

第1条 本会を「岡山県臨床心理士会」と称する。

〈事務局〉

第2条 本会に事務局を置く。

(2) 前項の事務局には所要の職員を置く。

(3) 前項の職員は、会長が選任及び解任する。

(4) 第1項の事務局は、本会の事務を処理する。

(5) 第1項の事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、役員会の承認を経て、会長が別に定める。

第二章 目的および事業

〈目的〉

第3条 本会は、岡山県の臨床心理士相互の連携と親睦を深め、「こころ」の専門家としての資質と技能の維持・向上を図り、心理臨床の実践・研究を促進するとともに、医療・保健、福祉、教育等の発展に寄与することを目的とする。

〈事業〉

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次のような事業を行う。

(1) 会員に必要な情報等を掲載した会報を発行する。

(2) 臨床心理士の相互研修のための研修会を開催する。

(3) 心理臨床の発展と普及を目的とする啓発活動を行う。

(4) 臨床心理士の地位と権利の向上を図るための活動を行う。

(5) その他、前条の目的を達成するために必要と認められる活動を行う。

第三章 会員

〈会員〉

第5条 本会の会員は、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する「臨床心理士」であって、本会の趣旨に賛同し、原則として、岡山県内に在住または在勤し、本会に入会した者。

〈入会〉

第6条 本会の会員となるには、所定の入会申込書に記入の上、事務局に申請し、役員会の承認を経なくてはならない。なお、過去に会費の滞納がある場合は入会できない。

〈会員の退会〉

第7条 本会は、下記の各項に該当する会員を、役員会の承認を経て本会から退会させることができる。

(1) 本人から申し出があった場合。

(2) 本人が臨床心理士の資格を失うか放棄した場合。

(3) 会費を2年間滞納した場合。

(4) 本会の規約、または倫理規程および倫理綱領に違反

した場合や本会の名誉を毀損するような行為がみられた場合。

なお、(3)の場合、滞納分の会費を支払う。

第四章 役員

〈役員の種類および定数〉

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名

副会長 2名

事務局長 1名

幹事 12名

監査 2名

〈役員を選出〉

第9条 監査を除く役員のうち8名は、会員の投票によって選出する。残りの8名は、投票により選出された役員が合議により職域および所属機関を考慮して推挙し、総会において承認する。

2 会長および副会長1名は、投票により選出された役員との互選により決定する。残りの副会長1名および事務局長は、会長が役員の中から指名する。

3 会長が任期途中で職務を遂行できなくなった場合は、役員との互選により決定された副会長がその職務を引き継ぐ。

4 会長以外の役員が任期途中で職務を遂行できなくなった場合は、役員会が新たな役員を推挙し、その後の総会において承認する。

5 監査は会長が委嘱するものとする。

6 役員選挙については別に定める。

〈役員の職務〉

第10条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、役員との互選により決定された副会長が代行する。

3 事務局長は、会長の命を受け事務局を統括する。

4 幹事は、本会の運営および事業についての一般業務を行う。

5 監査は、本会の事業に関する会計の監査を行う。

〈役員任期〉

第11条 役員任期は2年とする。なお、同一人が継続して2期(4年)にわたり役員を務めた場合、その後2年間は役員を務めることはできないものとする。

2 補欠のため就任した役員任期は、前任者の任期の残余期間とする。

〈特別役員〉

第12条 本会は役員以外に、倫理担当特別役員をおく。

また、倫理担当特別役員以外に必要と認められる特別役員をおくことができる。

2 倫理担当役員は役員会が推挙し、総会で承認する。

3 倫理担当役員以外の特別役員は役員会が推挙し、会長

が委嘱する。

4 倫理担当役員および特別役員は役員会に出席し、意見を述べることができる。

第五章 会議

〈会議の種類〉

第13条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、役員会とする。

〈会議の招集〉

第14条 総会および役員会は、会長が召集する。会長は、会議を構成するものに対し、会議の1週間前までに、会議の目的、日時、場所等、必要な事項について書面をもって通知しなくてはならない。

〈会議の定足数〉

第15条 定期総会および臨時総会は、全会員の過半数の出席をもって成立するものとする。なお総会を欠席するにあたり委任状を提出した会員は、出席者に含むことができる。

2 役員会は、全役員会の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。なお、役員会をするにあたり委任状を提出した役員は、出席者に含むことができる。

〈会議の議長〉

第16条 定期総会、臨時総会の議長は、その会の出席者から選出する。

2 役員会の議長は会長とする。

〈総会〉

第17条 本会は1年に1回、定期総会を開催する。

2 本会は、下記の各号に該当する場合には臨時総会を開催する。

(1) 会長が臨時総会の必要性を認め、役員会の承認を得た場合。

(2) 全役員会の3分の2以上が臨時総会の必要性を認めた場合。

(3) 全会員の過半数から署名を持って会長あるいは役員会に要請があった場合。

〈役員会〉

第18条 役員会は、監査を除く役員で構成し、必要に応じて開催する。

2 全役員会の3分の2以上から要請があった場合、会長は臨時に役員会を召集しなくてはならない。

〈会議での表決〉

第19条 総会での表決を要請する事項については、総会に出席した会員の過半数の賛成をもって決するものとする。

2 役員会での表決を要する事項については、全役員会の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

〈委任状〉

第20条 総会に出席できない会員は、総会議長に対する

委任状の提出をもって出席に代えることができる。

2 役員会に出席できない役員は、役員会に対する委任状の提出をもって出席に代えることができる。

〈会議に付すべき事項〉

第21条 会長は、次の各号に該当する議題については、役員会での審議を経て総会に付さなくてはならない。

(1) 本会の行う事業、研修、活動の計画・内容

(2) 本会の会計、予算、財産の管理・運用に関する問題

(3) 本会の規約の変更

2 会長は、全役員会の3分の2以上または全会員の3分の1以上から署名をもって要請のある議題は、総会に付さなくてはならない。

第六章 会計

〈会計年度〉

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

〈財源〉

第23条 本会の財源は次の各号に掲げるもので構成される。

(1) 本会への入会金と年会費

(2) 事業に伴う収入

(3) 会員内外からの寄付金

〈入会金・年会費〉

第24条 当分の間、会員の入会金は5000円、年会費は8000円とする。

2 他都道府県臨床心理士会に籍を有する者は、入会申込の際にそのことを証明する書類を合わせて提出することにより、入会金を半額とする。

第七章 規約改正

〈規約の改正〉

第25条 本会の規約を改正するには、総会の表決において、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則 この規約は平成5年6月12日から施行する。

2 事務局は岡山県立大学におく

附 則 この規約は平成11年6月20日から施行する。

2 事務局は旭川療育センター児童院におく。

附 則 この規約は、平成13年6月17日から施行する。

2 事務局は岡山大学教育学部附属教育実践総合センター・心理教育相談室におく。

附 則 この規約は、平成15年6月22日から施行する。

附 則 この規約は、平成17年6月19日から施行する。

2 事務局は川崎医療福祉大学におく。

附 則 この規約は、平成18年6月18日から施行する。

附 則 この規約は、平成 19 年 6 月 17 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 20 年 6 月 8 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 21 年 6 月 14 日から施行する。

2 事務局は岡山大学大学院教育学研究科 教育臨床心理学講座におく。

附 則 この規約は、平成 24 年 6 月 24 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 25 年 6 月 30 日から施行する。

2 事務局は一般財団法人河田病院企画室におく。

附 則 この規約は、平成 26 年 6 月 8 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 27 年 6 月 14 日から施行する。

但し、第 24 条は、平成 28 年度より施行する。

2 事務局はきらめきプラザ 2 階 岡山県ボランティア・NPO 活動支援センター貸事務所 No. 7 におく。

附 則 この規約は、平成 28 年 7 月 17 日から施行する。

附 則 この規約は、平成 29 年 6 月 18 日から施行する。

2 事務局は、平成 29 年 7 月 1 日よりプレジデント山忠ビル 5 階（岡山市北区柳町 2-4-23）におく。